

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第2号

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例（平成17年亀山市条例第151号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>) 第2条 [略] 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 6人 ア <u>政策部</u> の所管に関すること。 イ <u>総務財政部</u> の所管に関すること。 ウ [略] エ [略] オ [略] カ [略] キ [略]	(<u>常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管</u>) 第2条 [略] 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会 6人 ア <u>総合政策部</u> の所管に関すること。 [細号を加える。] イ [略] ウ [略] エ [略] オ [略] カ [略]

<p>(2) 教育民生委員会 6人 ア <u>市民文化部</u>の所管に関する事。 [イ～エ 略]</p> <p>(3) 産業建設委員会 5人 ア <u>産業環境部</u>の所管に関する事。 イ <u>建設部</u>の所管に関する事。 ウ [略] エ [略] [(4) 略]</p>	<p>(2) 教育民生委員会 6人 ア <u>生活文化部</u>の所管に関する事。 [イ～エ 略]</p> <p>(3) 産業建設委員会 5人 ア <u>産業建設部</u>の所管に関する事。 [細号を加える。] イ [略] ウ [略] [(4) 略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。